

スポーツ仲裁機構への提訴について（申し合わせ）

特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟における競技会への参加資格、代表競技者の選出・決定、ドーピング検査結果に基づく処分など、IPCパワーリフティング競技またはその運営に関して、本連盟またはアンチドーピング機関の決定に対して競技者またはその競技者のコーチが不服申立を行った場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則にのっとり、その手続きを利用して解決するものとする。

付則

1. この申し合わせは2015年6月21日から施行する。

強化スタッフ規定

特定非営利活動法人

日本ディスエイブル・パワーリフティング連盟

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本ディスエイブル・パワーリフティング連盟が定める「強化委員会規定」に基づき、強化スタッフの運営に関する基本事項を定めるものである。

(事業)

第2条 強化スタッフは強化委員会から付託された事業に関して、以下の事を実施する。

- (1) トレーニング方法や栄養摂取等、選手強化の方法を検討する。
- (2) 選手強化事業に係わる情報収集に関すること。
- (3) 選手強化のためのトレーニングにおけるコーチング。
- (4) 試合に向けた調整に関すること。
- (5) 年間のトレーニング計画の作成
- (6) トレーニング環境の整備に関すること。
- (7) その他選手強化に関する事項。

(強化スタッフの委嘱)

第3条 強化スタッフは、強化委員会から任命され、理事会に諮られた後に委嘱される。

2. 強化スタッフとして適切ではない行動を行った場合は、強化委員会は理事会に諮りその委嘱を停止する事が出来る。

(強化スタッフの資格)

第4条 強化スタッフは次に示した条件・資格の何れかを有する者であること。

- (1) 特定非営利活動法人日本ディスエイブル・パワーリフティング連盟の理事
- (2) 強化委員会のメンバー
- (3) 日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導員初級・中級・上級資格を有する者。

(規程の変更)

第5条 この規程は理事会の議決によって変更する事が出来る。

付則

1. この規程は2014年 月 日から施行する。